

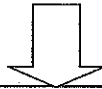
【 雇用保険率表(平成22年4月1日改定) 】

事業の種類	平成21年度(確定保険料の計算に使用)			平成22年度(概算保険料の計算に使用)		
	保険率	事業主負担	被保険者負担	保険率	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

(注)農林水産の事業のうち、牛馬の育成・酪農・養豚・養鶏・園芸サービス及び内水面養殖の事業は、「一般の事業」の保険料率を使用します。

【 雇用保険の適用範囲の拡大について 】

- 【旧】 ◎ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること
- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること



- 【新】 ◎ 31日以上の雇用見込みがあること
- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

◎ 「31日以上^{の雇用見込みがあること}」とは・・・

- 31日以上雇用が維持しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。
- このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上^{の雇用が見込まれるものとして}、雇用保険が適用されることとなります。
 - ・ 雇用契約に更新する旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき
 - ・ 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき